

「未利用口座管理手数料」の新設と預金規定改定のお知らせ

当金庫では、2021年1月4日以降に新規開設いただく普通預金について下記のとおり「未利用口座管理手数料」を導入させていただきます。またこれに合わせて預金規定を改定させていただきます。

ご不明点等は窓口等にお問い合わせください。

1. 未利用口座管理手数料の新設

項目	内容
対象預金の種類	普通預金（総合口座、無利息型を含む）
未利用となる口座	最後のお預入れまたは払戻し（預金口座のお利息の入金、本件手数料の引き落としを除きます。）から2年以上、お預入れまたは払戻しがない預金口座。 ※紛失、盗難などによりご利用が停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。
対象外となる口座	次の場合は対象とはなりません。 ・預金口座の残高が10,000円以上の場合 ・当金庫に預かり金融資産（定期性預金、投資信託、外貨預金、公共債等）、及び金融商品仲介業務に係る決済口座がある場合 ・当金庫でお借入れがある場合
手数料金額	年間1,200円（消費税別途）
口座の自動解約	残高不足等により未利用口座管理手数料の引き落としが不能となった場合、残高（解約利息を含みます。）を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。なお未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用はできません。
キャッシュカード	未利用口座管理手数料の引き落とし後、自動解約した口座のキャッシュカードはご利用できません。
手続の流れ	・未利用口座管理手数料の対象となった口座をお持ちのお客様へ、「ご案内」を郵送いたします。 ・「ご案内」が到達しなかった場合でも通常到達すべき時に到達したものとします。 ・ご案内後、一定期間（約2ヵ月）経過後もお取引がない場合、1,200円（消費税別途）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。なお未利用口座管理手数料の引き落としが不能となった場合は上記のとおり口座を解約させていただきます。なお、手数料の差額は請求いたしません。

2. 預金規定の改定について

未利用口座管理手数料の導入に伴い、以下のとおり「ひがしん総合口座取引等規定集」の「共通規定」を改定いたします。

(改定内容)

改定後	改定前
1. (印鑑照合等) ↓ 1 3. (休眠預金等代替金に関する取扱い)	1. (印鑑照合等) ↓ 1 3. (休眠預金等代替金に関する取扱い)
} 変更なし	} 変更なし
<u>1 4. (手数料の取扱い)</u> <u>(1) 未利用口座管理手数料</u> <u>①未利用口座管理手数料は当金庫ウェブサイトに掲げる未利用口座が対象となります。</u> <u>②この預金は、当金庫ウェブサイトに掲げる一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。</u> <u>③この預金口座が未利用口座となりかつ残高が当金庫ウェブサイトに掲げる一定の金額を超えることがない場合には、当金庫は、この預金口座から、払戻請求書によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。</u> <u>④この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。なお、手数料の差額分は請求いたしません。</u> <u>⑤一旦引き落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。</u> <u>⑥解約された口座の再利用はできません。</u> <u>(2) その他手数料</u> <u>①この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当金庫所定の方法により引き落としいたします。</u> <u>②前項にかかわらず当該手数料の引き落としができなかった場合、当金庫は当金庫所定の方法により口座を解約することができるものとします。</u>	} 追加

下線部分が追加箇所です

(改定日)

2021年1月4日

(改定する規定について)

上記の追加規定は、2021年1月4日以降に口座開設したものが対象となります。

上記の追加規定以外の規定は、口座開設日にかかわらず、すべての流動性口座が対象となります。

以上